

令和5年度いわき市店舗等新規出店支援事業費補助金

いわき市産業振興部産業チャレンジ課

1. 事業目的及び内容

新型コロナウイルス感染症等の影響により、対面による販売やサービスの提供を主たる目的とする事業者が大きな影響を受けている状況にあつて、市内商業の衰退を防止するため、市内の空き店舗等を利用して新規出店する事業者に対し、費用の一部を補助するものです。

2. 用語の定義

この募集要領における用語の定義は、以下のとおりとします。

- (1) 店舗 商品やサービスを提供する等の直接的に商業活動を行う場所。
- (2) 空き店舗等 入居者がいない又は決定していない店舗又はテナント区画で利用可能な状態のもの。
- (3) 新規出店 店舗を新たに構えて、不特定の者を対象に営業を開始すること。
- (4) 要綱 いわき市店舗等新規出店支援事業費補助金交付要綱
- (5) 事業完了 新規出店する（した）こと。

3. 補助対象者

補助対象者は、以下の要件を全て満たす個人、又は要件をすべて満たす個人が代表を務める法人とします。

- (1) 市内の空き店舗等を活用し、新規出店する（した）方
- (2) 事業者選定審査会設置要領に基づく審査会において、新規出店事業が採択された方
- (3) 令和5年2月1日から令和6年1月31日までの間に、新規出店する（した）方
- (4) 市税等を滞納していない方
- (5) 国、県又は市からこの補助金と同様の補助金等の交付を受けていない方

※ ただし、以下のいずれかに該当する場合は、補助対象とはなりません。

- ① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、第2条第5項から第10項まで規定する性風俗関連特殊営業、第2条第11項に規定する特定遊興飲食店営業、第2条第13項に規定する接客業務受託営業を行う場合
- ② いわき市暴力団排除条例（平成24年いわき市条例第41号）第2条第1号から第3号までに該当する場合

4. 補助対象業種

日本標準産業分類に規定された次の業種です。

日本標準産業分類		
大分類	中分類	小・細分類
I 卸売・小売業	57 織物・衣服・身の回り品小売業	全部
	58 飲食料品小売業	
	59 機械器具小売業	
	60 その他の小売業	
M 宿泊業、飲食サービス業	76 飲食店	全部
	77 持ち帰り・配達飲食サービス業	
N 生活関連サービス業、娯楽業	78 洗濯・理容・美容・浴場業	全部
	79 その他の生活関連サービス業	
	80 娯楽業	

日本標準産業分類については、総務省ホームページ (https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html) をご確認ください。

5. 補助対象事業

補助対象者が市内の空き店舗等を活用し、補助対象業種を新規出店する事業です。

6. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次のとおりです。

* 新規出店後の月額賃料（管理費、共益費、借地料、駐車場代を含む。）

賃貸借契約書に定められた店舗等の賃料（新規出店した日の属する月の翌月から6か月分）を対象とし、契約期間が一年以上のものに限ります。

7. 補助対象外経費の例

- ・ 店舗の賃貸借契約にかかる初期費用（敷金、礼金、保証金、仲介手数料等）
- ・ 工事費用全般
- ・ 設計費
- ・ 機械器具、什器備品等の購入及び搬入・取付に要する費用
- ・ 間接経費（諸経費や一般管理費等（振込手数料、運送料、交通費、通信費、光熱費、収入印紙代など））
- ・ 公租公課費（消費税等）
- ・ その他、補助対象経費として適さないと認められる費用

8. 補助率及び補助金の限度額

※1千円未満は切捨て。

○ 空き店舗等の賃借料について

- ・ 補助率…補助対象となる月額賃料の2分の1の6か月相当分
- ・ 限度額…60万円（10万円/月を上限額とします）

9. スケジュール

(1) 募集～交付金決定

- ・ 募集期間 令和5年6月1日～令和5年7月31日
- ・ 面接審査 令和5年8月下旬（予定）
- ・ 採択又は不採択通知 令和5年9月上旬（予定）
- ・ 交付申請期間 令和5年9月中旬～（予定）
- ・ 補助金交付の決定 令和5年10月中旬（予定）

(2) 実績報告書類提出～補助金支給

- ・ 実績報告書等の提出期限 事業完了後に市が指定する期日までに提出
- ・ 補助事業の完了 令和6年1月31日まで
- ・ 補助金交付額の確定 実績報告書等の書類審査及び開業後の現地調査を踏まえ、
交付額を確定
- ・ 補助金支給 交付額確定後、請求を受け一括交付

10. 予算

本事業は、予算の範囲内で実施します。予算の執行状況等によっては、要望に沿えない場合があります。

11. 事前申請手続き等

(1) 募集期間（再掲）

- ・ 令和5年6月1日～令和5年7月31日

(2) 必要書類の入手方法

いわき市ホームページからダウンロードしてください。

（いわき市トップページにおいて「令和5年 新規出店」と検索してください。）

(3) 申請方法

電子メール又は郵送（※必着）での申請となります。

※申請書類の修正が必要となる場合がありますので、電子データでの作成をお勧めします。

(4) 送付先・問い合わせ先

〒970-8686 いわき市平字梅本21番地 いわき市産業チャレンジ課産業まちづくり係 宛
電話 0246 (22) 7476

電子メール sangyochallenge@city.iwaki.lg.jp

※ 封筒には「空き店舗等新規出店補助金申請」と朱書きしてください。

- ※ 封筒に、差出人の住所及び氏名を記載してください。
- ※ 郵送料は、申請者負担になります。
- ※ 簡易書留など、郵便物を追跡できる方法での送付を推奨します。
- ※ 電子メールで申請された場合には翌平日までに申請受理の返信をいたしますので、返信がない場合には、お手数ですがご連絡ください。

12. 事前審査申請時の必要書類

- (1) 事前審査申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書
- (3) 空き店舗等の賃借料に係る資料の写し
- (4) 空き店舗等の位置図及び平面図
- (5) その他市長が必要と認める書類

13. 審査結果の決定

事業者選定審査会設置要領に基づく審査会による審査を行います。

- (1) 審査結果（採択又は不採択）を申請事業者に送付します。
- (2) 審査結果の内容については、問い合わせをいただいても回答いたしません。

14. 交付申請時の必要書類

- (1) 補助金等交付申請書
- (2) 事前着手理由書（第2号様式）※提出の必要がある場合
- (3) 誓約書（第3号様式）
- (4) 納税証明書

15. 補助金交付の決定

提出された書類を審査し、「補助金等交付決定通知書」を送付します。

16. 補助事業の着手届

補助金等交付決定通知書を受領後、「補助事業着手届（第5号様式）」の提出が必要です。ただし、交付申請時に、事前着手理由書を提出している場合、補助事業着手届を省略することができます。

17. 事業計画の変更

審査会結果通知書により採択された後、事業内容や事業場所、事業費等に変更が生じる場合は、必ず市担当者に相談してください。なお、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ市長の承認を得る必要があるため、「補助事業等計画変更・中止（廃止）申請書（第3号様式）」を提出して下さい。

- (1) 事業の中止又は廃止

- (2) 取組主体の変更
- (3) 事業費又は事業量の3割を超える変更

18. 実績報告書の提出

事業者は新規出店した折には速やかに、市に対し実績報告書を提出してください。提出書類は次のとおりです。

- (1) 実績報告書
- (2) 新規出店届
- (3) 添付書類
 - ① 収支決算書
 - ② 新規出店したことがわかる写真
 - ③ 店舗等の賃貸借契約書の写し
 - ④ その他市長が必要と認める書類

19. 補助金額の確定

実績報告書が提出された後、書類審査及び現地調査を行い、「補助金等確定通知書」を送付します。

20. 補助金の支払い

補助金等確定通知書を受理した後、事業者から市に対し、補助金等交付請求書を提出してください。請求書提出から約1ヶ月後に振込みします。

21. 交付決定の取消し、補助金等の返還

次のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付決定した補助金については、補助金の全部又は一部の返還を命じます。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたとき。
- (2) 補助金等を他の用途に使用したとき。
- (3) 前各号のほか、補助事業等に関し補助金等の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の命令に従わなかったとき。

22. その他の注意事項

補助事業者は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類及び帳簿等を常に整備してください。

【審査方法について】

書類審査及び面接審査

(1) 審査方法

審査会により書類審査と面接審査を行う。

(2) 審査項目

- ・ 書類審査及び面接審査における主な審査項目は次のとおり。
- ・ 各項目について5段階（1～5点）で評価し、各項目の点数に倍率を乗じた評価点を算定する。
- ・ 委員の点数を合算し、6割以上の評価点で合格とする。
- ・ 合格者多数の場合、点数上位者から順番に採択し、予算に達した時点で採択終了となる。

選定項目	評価のポイント	配点
店舗 経営者 評価 (I)	① 店舗経営に関する強い意欲や必要な知識を有するなど、適正があるか。	5
	② 申請業種に関する知識・技術を有するなど、適正があるか。	5
事業 計画 内容 評価 (II)	③ 商品・サービスの価格帯は適正か。	5
	④ 商品・サービスにおける自社の独自性があるか、また他事業者との差別化がされているか。	10
	⑤ 商品・サービスの対象となる顧客は明確であるか。	5
	⑥ 広告宣伝について、商品・サービスが売れるための工夫が凝らされているか。	10
	⑦ 集客が見込める立地であるか。	5
	⑧ 地域貢献が期待できるか、(出店に当たっての新規雇用の創出、工事・設備購入や出店後の商品仕入れの市内事業者への発注、まちの賑わい創出への貢献など)	5
合計		50

※ 以下の条件を加点項目とします（合計50点を上限に該当項目を自動加点）

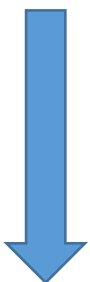
- ・ いわき市立地適正化計画における都市機能誘導区域に出店するか（2点）
- ・ 特定創業支援事業の認定を受けているか（特定証確認）（3点）
- ・ 採択又は不採択通知 令和5年9月上旬（予定）
- ・ 補助金交付の決定 令和5年10月中旬（予定）
- ・ 補助事業の実施 令和5年2月1日～令和6年1月31日
- ・ 補助金交付額の確定 実績報告書等の書類確認及び開業後の現地調査を踏まえ、
交付額を確定
- ・ 補助金支給 交付額の確定後、申請書受領から約1ヶ月後

<申請のフロー>

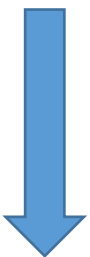
① 事前審査申請



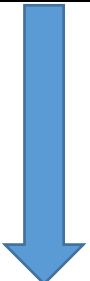
② 事業者選定審査会



③ 交付申請



④ 事業実施



⑤ 実績報告



⑥ 補助金の確定



⑦ 補助金の支払い

- ◆ P 4 事前審査申請時の提出書類を郵送により提出してください。
(提出先：いわき市役所 産業チャレンジ課)
※ 申請前にご相談ください
- ◆ 8月下旬の実施を予定しています。
- ◆ 審査会にご出席いただき、事業内容等についてご説明をしていただきます。
- ◆ 審査後、採択又は不採択について決定し、市から書面（いわき市店舗等新規出店支援事業費補助金に関する事業者選定審査会結果通知書）にて通知します。
※ この通知に併せて、交付申請時に必要書類の様式等を送付します。
- ◆ P 4 交付申請時の提出書類をしてください。
(提出先：いわき市役所 産業チャレンジ課)
- ◆ 書類審査後、補助金の交付の可否等を決定し、市から書面（補助金決定通知書）にて通知します。
※ この通知に併せて、実績報告時に必要な書類及び補助金等交付請求書の様式等を送付します。
- ◆ 新規出店したことが確認できる写真の撮り忘れにご注意ください。
※ 交付決定通知後の内容に変更が発生した場合、補助事業等計画変更申請が必要になる場合があるので、必ず市（産業チャレンジ課）へ相談してください。（P 4 「17 事業計画の変更」参照）
※ 新規出店を取りやめる場合、補助事業等中止申請が必要となりますので、必ず市（産業チャレンジ課）へ相談してください。
- ◆ P 5 実績報告時の提出書類を提出してください。
(提出先：いわき市役所 産業チャレンジ課)
- ◆ 市が指定する提出期限までに提出してください。
- ◆ 新規出店後速やかに提出してください。
- ◆ 書類審査と併せて現地確認を行います。
- ◆ 市から書面（補助金等確定通知書）にて通知します。
- ◆ 市所定の請求書（補助金等交付請求書）で請求いただいた後、指定の口座に振り込みます。（請求から約1か月程度）